

計画基準「農道」の改定案

「基準及び運用の解説」の改定案	1
「技術書」の改定案	11

「基準及び運用の解説」の改定案

基 準 書 目 次

注) 下線部分は一部改定の関連項目

基 準 (事務次官通知)	基準の運用 (農村振興局長通知)
第1章 総論	
1.1 <u>この基準の目的</u>	1.1 基準の運用の目的…………… 4
1.2 農道整備の目的と意義	1.2 農道整備の目的と意義…………… 6
	1. 農道の機能と分類…………… 6
	2. 基幹的農道及びほ場内農道…………… 6
1.3 事業計画作成の基本	1.3 事業計画作成の基本…………… 8
第2章 調査	
2.1 調査の基本と手順	2.1 調査の基本と手順…………… 12
2.2 <u>概査</u>	2.2 <u>概査</u> …………… 12
2.3 <u>精査</u>	2.3 <u>精査</u> …………… 16
	1. 受益地調査…………… 16
	2. 気象・水文調査…………… 16
	3. 地形・地質・土質調査…………… 16
	4. 土地利用現況調査…………… 16
	5. 農業調査…………… 16
	6. 関連事業等調査…………… 16
	7. 人口・産業・道路調査…………… 16
	8. 交通量調査…………… 16
	9. 交通安全調査…………… 18
	10. <u>周辺環境調査</u> …………… 18
	11. 関係農家等の意向調査…………… 18
第3章 計画	
3.1 <u>基本構想の作成</u>	3.1 <u>基本構想の作成</u> …………… 20
3.2 事業計画作成の手順	3.2 事業計画作成の手順…………… 22
3.3 一般計画	3.3 一般計画…………… 24
3.3.1 一般計画の作成	3.3.1 一般計画の作成…………… 24
3.3.2 地区の設定	3.3.2 地区の設定…………… 24
3.3.3 営農・土地利用計画	3.3.3 営農・土地利用計画…………… 24
3.3.4 <u>路線配置計画</u>	3.3.4 <u>路線配置計画</u> …………… 26
3.3.5 計画交通量	3.3.5 計画交通量…………… 28
3.3.6 設計速度	3.3.6 設計速度…………… 36
3.3.7 横断面計画	3.3.7 横断面計画…………… 40
	1. 幅員構成…………… 40
	2. 横断勾配…………… 56
	3. 建築限界…………… 56

3.3.8 線形計画	3.3.8 線形計画	58
	1. 基本的な考え方	58
	2. 線形の構成要素	62
	3. 交 差	64
	4. 路面高	66
3.4 主要工事計画	3.4 主要工事計画	68
3.4.1 主要工事計画の作成	3.4.1 主要工事計画の作成	68
3.4.2 農道の構造	3.4.2 農道の構造	68
	1. 路 体	68
	2. 路 床	68
	3. 舗 装	68
	4. 法面の安定と法面保護工	74
	5. 排水工	76
3.4.3 主要構造物	3.4.3 主要構造物	78
	1. 橋 梁	78
	2. トンネル	80
	3. 踏 切	80
3.4.4 付帯構造物	3.4.4 付帯構造物	82
	1. 暗きょ（カルバート）	82
	2. 緑地帯	84
	3. 防雪施設等	84
	4. 交通安全施設	86
	5. 交通管理施設	86
3.5 事業計画の評価	3.5 事業計画の評価	88
3.6 維持管理	3.6 維持管理	92
	1. 管理の基本	92
	2. 管理の内容	92

土地改良事業計画設計基準 計画「農道」の「基準及び運用の解説」(資源課長通知)の一部改定新旧対照表

基準関連項目	改定案	現行
<p>第1章 1.1 この基準の目的</p>	<p>土地改良事業計画設計基準・計画「農道」(以下「基準」という。)1.1では、基準の内容及び目的を規定し、基準の運用(以下「運用」という。)1.1では、運用の目的を明らかにしている。</p> <p>1. 基準及び運用の適用 :</p> <p>2. 基準に関連する土地改良事業計画設計基準等 基準に関連する土地改良事業計画設計基準等は、以下のとおりである。 <u>土地改良事業計画設計基準・設計「農道」基準書・技術書(平成10年3月31日制定)</u> <u>土地改良事業計画設計基準・計画「ほ場整備(畑)」(昭和53年9月12日制定)</u> <u>土地改良事業計画設計基準・計画「ほ場整備(水田)」基準書・技術書(平成12年1月17日制定)</u> <u>土地改良事業計画設計基準・計画「農地開発(開畑)」(昭和52年1月18日制定)</u> <u>土地改良事業計画指針・農村環境整備(平成9年2月28日作成)</u> <u>環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の手引き(第1編~第3編)(平成14年2月~平成16年5月)</u> <u>環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の技術指針(平成18年3月30日)</u> <u>農業農村整備事業における景観配慮の手引き(平成18年8月18日)</u></p> <p>3. 道路構造令の取扱い :</p>	<p>土地改良事業計画設計基準・計画「農道」(以下「基準」という。)1.1では、基準の内容及び目的を規定し、基準の運用(以下「運用」という。)1.1では、運用の目的を明らかにしている。</p> <p>1. 基準及び運用の適用 :</p> <p>2. 基準に関連する土地改良事業計画設計基準等 基準に関連する土地改良事業計画設計基準等は、以下のとおりである。 <u>土地改良事業計画設計基準・設計「農道」基準書・技術書(平成10年3月31日制定)</u> <u>土地改良事業計画設計基準・計画「ほ場整備(畑)」(昭和53年9月12日制定)</u> <u>土地改良事業計画設計基準・計画「ほ場整備(水田)」基準書・技術書(平成12年1月17日制定)</u> <u>土地改良事業計画設計基準・計画「農地開発(開畑)」(昭和52年1月18日制定)</u> <u>土地改良事業計画指針・農村環境整備(平成9年2月28日作成)</u></p> <p>3. 道路構造令の取扱い :</p>

基準関連項目	改定案	現行
<p>第1章 1.3 事業計画 作成の基本</p>	<p>基準 1.3 及び運用 1.3 では、事業計画作成に当たっての留意事項を明らかにしている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 農道の利用形態の特殊性 ⋮ 2. 事業計画の経済性 ⋮ 3. 維持管理の体制、費用等 ⋮ 4. 農村地域の社会生活環境の改善 ⋮ 5. 生態系、景観等の周辺環境との調和への配慮 <p>事業計画の作成に当たっては、農道整備を行う周辺を対象に周辺環境調査を行い、その調査結果を踏まえ、農道整備の実施が周辺環境に与える負荷の低減について十分に検討を行い、安全性にも配慮した上で、農道が通過する周辺環境との調和に配慮する必要がある。</p> <p>ここで、生態系、景観等の周辺環境とは、農道の新設又は改良を行う個所の周辺における自然環境、生活環境、農業生産環境及び歴史・文化環境のことをいい、<u>生態系、景観等の各分野間において十分連携して調査計画を進め、環境配慮に関して整合性のとれた計画とすることが必要である。</u>ただし、埋蔵文化財の取扱いについては、関係法令等に基づき適切に対処しなければならない。</p> <p>また、農道整備における環境配慮では、農家及び一般利用者を含む地域住民等の意向を踏まえることに留意し、地域の共通認識を醸成するとともに、調査計画の各段階を通して地域住民との連続した関わりを持つことが有効である。さらに、環境に配慮した施設の維持管理が重要な課題となることが多いことから、このことについて十分関係者の意向把握に努めることが望ましい。</p>	<p>基準 1.3 及び運用 1.3 では、事業計画作成に当たっての留意事項を明らかにしている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 農道の利用形態の特殊性 ⋮ 2. 事業計画の経済性 ⋮ 3. 維持管理の体制、費用等 ⋮ 4. 農村地域の社会生活環境の改善 ⋮ 5. 生態系、景観等の周辺環境との調和への配慮 <p>事業計画の作成に当たっては、農道整備を行う周辺を対象に周辺環境調査を行い、その調査結果を踏まえ、農道整備の実施が周辺環境に与える負荷の低減について十分に検討を行い、農道が通過する周辺環境との調和に配慮する必要がある。</p> <p>ここで、生態系、景観等の周辺環境とは、農道の新設又は改良を行う個所の周辺における自然環境、生活環境、農業生産環境及び歴史・文化環境のことをいう。ただし、埋蔵文化財の取扱いについては、関係法令等に基づき適切に対処しなければならない。</p>

基準関連項目	改定案	現行
<p>第2章 2.2 概査</p>	<p>基準 2.2 及び運用 2.2 では、概査の基本的事項を明らかにしている。</p> <p>1. 概査の手順 ⋮ 2. 概査の内容 ⋮ (1) 気象、水文、地形、地質及び土質条件の概要の把握 ⋮ (2) 土地利用の概況の把握 ⋮ (3) 営農、農業施設及び主要農産物の生産流通等の概況の把握 ⋮ (4) 関連事業の把握 ⋮ (5) 地域の人口、産業及び道路の概況の把握 ⋮ (6) 生態系、景観等の周辺環境の概況の把握</p> <p><u>周辺環境に関する既存文献の収集、聞き取り調査及び踏査の他に、農家及び一般利用者を含む地域住民等へのアンケート調査を補足的に実施し、周辺環境に関する情報の整理を行う。また、調査は有識者の意見を踏まえるとともに、景観に関しては地域の景観を構成している要素やその文化的背景も把握しておくことが望ましい。</u></p> <p><u>関連資料には、環境との調和に配慮した農業農村整備事業等基本要綱の制定について（平成 14 年 2 月 14 日付け 13 農振第 2512 号農林水産事務次官通知）に定める田園環境整備マスタープラン、農村環境計画（農村環境計画策定要綱（平成 6 年 6 月 23 日付け 6 構改 C 第 398 号農林水産事務次官通知））等の各種計画、環境に関する条例等がある。</u></p>	<p>基準 2.2 及び運用 2.2 では、概査の基本的事項を明らかにしている。</p> <p>1. 概査の手順 ⋮ 2. 概査の内容 ⋮ (1) 気象、水文、地形、地質及び土質条件の概要の把握 ⋮ (2) 土地利用の概況の把握 ⋮ (3) 営農、農業施設及び主要農産物の生産流通等の概況の把握 ⋮ (4) 関連事業の把握 ⋮ (5) 地域の人口、産業及び道路の概況の把握 ⋮ (6) 生態系、景観等の周辺環境の概況の把握</p> <p>周辺環境に関する既存文献の収集又は聞き取り調査を行う。</p> <p>なお、<u>農業農村整備環境対策指針又は農村環境整備計画（農業農村環境整備実施計画策定要綱（平成 11 年 3 月 19 日付け 11 構改 C 第 105 号農林水産事務次官通知））を都道府県・関係市町村が策定している場合には参照する。</u></p>

基準関連項目	改定案	現行
<p>第3章 3.4 主要工事計画 3.4.2 農道の構造</p>	<p>基準 3.4.2 及び運用 3.4.2 では、農道の構造の基本的事項を規定している。</p> <p>1. 路 体 : 2. 路 床 : 3. 舗 装 : 4. 法面の安定と法面保護工 法面の安定は、切土法面と盛土法面に区分して、その安定性の検討を行う。 切土法面は、風化作用等により、複雑かつ不均一な場合が多いことから、地盤の土質、地質、地下水、周辺の崩壊等の状況を十分に把握した上、法面の崩壊及びすべり破壊に対する安全な法面勾配を総合的な判断により設計する。 盛土法面は、原則として、すべり破壊に対する法面勾配を安定解析により設計することとするが、地盤の土質、地質、材料の性質、法面保護工の種類等を考慮して、実績から定めた値を用いてもよい。 ここで、法面保護工等とは、外的要件による法面の侵食や風化を防止するため、植生や構造物で法面を被覆したり、土留め構造物で法面の安定を図るなどの法面保護工又は擁壁のことをいう。 <u>景観配慮の観点においては、安全性、経済性等を考慮しつつ法面の発生する範囲を極力抑制するような工法等を検討することが望ましく、やむを得ず生じる法面については周辺景観と調和する工法について検討する。</u> なお、擁壁は、次のような場所についてその必要性を検討する。この場合、材料及び種類は安全かつ経済的なものとする。 河川、海、湖沼等に接した個所 トンネルの坑門又は橋台の所で 盛土又は切土の法先 用地の関係から必要のある個所等</p>	<p>基準 3.4.2 及び運用 3.4.2 では、農道の構造の基本的事項を規定している。</p> <p>1. 路 体 : 2. 路 床 : 3. 舗 装 : 4. 法面の安定と法面保護工 法面の安定は、切土法面と盛土法面に区分して、その安定性の検討を行う。 切土法面は、風化作用等により、複雑かつ不均一な場合が多いことから、地盤の土質、地質、地下水、周辺の崩壊等の状況を十分に把握した上、法面の崩壊及びすべり破壊に対する安全な法面勾配を総合的な判断により設計する。 盛土法面は、原則として、すべり破壊に対する法面勾配を安定解析により設計することとするが、地盤の土質、地質、材料の性質、法面保護工の種類等を考慮して、実績から定めた値を用いてもよい。 ここで、法面保護工等とは、外的要件による法面の侵食や風化を防止するため、植生や構造物で法面を被覆したり、土留め構造物で法面の安定を図るなどの法面保護工又は擁壁のことをいう。</p> <p>なお、擁壁は、次のような場所についてその必要性を検討する。この場合、材料及び種類は安全かつ経済的なものとする。 河川、海、湖沼等に接した個所 トンネルの坑門又は橋台の所で 盛土又は切土の法先 用地の関係から必要のある個所等</p>

基準関連項目	改定案	現行
第3章 3.4 主要工事計画 3.4.3 主要構造物	<p>基準 3.4.3 及び運用 3.4.3 では、主要構造物の計画の基本的事項について明らかにしている。</p> <p>1. 橋 梁 (1) 位置の選定 ∴ (2) 農道橋の分類 ∴ (3) 小規模農道橋の定義 ∴ (4) 小規模農道橋の設計 ∴ (5) 小規模農道橋以外の農道橋の設計 ∴ <u>(6) 環境配慮</u></p> <p><u>比較的規模が大きい橋梁は生態系、景観に影響する可能性があることから、十分配慮することが必要である。また、景観配慮により事業費が著しく増加しないよう十分検討することが必要である。</u></p>	<p>基準 3.4.3 及び運用 3.4.3 では、主要構造物の計画の基本的事項について明らかにしている。</p> <p>1. 橋 梁 (1) 位置の選定 ∴ (2) 農道橋の分類 ∴ (3) 小規模農道橋の定義 ∴ (4) 小規模農道橋の設計 ∴ (5) 小規模農道橋以外の農道橋の設計 ∴</p>

基準関連項目	改定案	現行
<p>第3章 3.4 主要工事計画 3.4.4 付帯構造物</p>	<p>基準 3.4.4 及び運用 3.4.4 では、付帯構造物の計画の基本的事項について明らかにしている。</p> <p>1. 暗きょ（カルバート） ⋮ 2. 緑地帯 ⋮ (1) 緑地帯の機能 ⋮ (2) 緑地帯の設置</p> <p>農村地域においては、都市地域に比べて一般に緑が多く、交通量もそれほど多くないことから、沿道との景観の調和、騒音、排気ガスの影響の軽減等の主に都市地域の道路に要求される機能を主目的として緑地帯を設けることは少なく、むしろその立地条件から、線形等農道の幾何構造を余裕のある計画にできなかつたり、強風、積雪等の厳しい気象条件がある場合に、緑地帯の用地、維持管理等を考慮の上、視線誘導、防風、防雪等交通安全上や農道機能維持のために緑地帯の設置を検討する。</p> <p><u>生態系、景観配慮の観点から、沿線に緑地帯として並木等を植栽する場合は、その必要性、地域住民の意向等を十分考慮して実施することが望ましい。また、並木は視線誘導等の安全性向上にも役立つ場合があることに留意する。</u></p> <p>植栽の計画、設計、施工については、「道路緑化技術基準・同解説」（日本道路協会）が参考となる。</p> <p>3. 防雪施設等 ⋮ 4. 交通安全施設</p> <p>交通安全施設の詳細な計画は、土地改良事業計画設計基準・設計「農道」基準書・技術書を参考とする。</p> <p><u>また、防護柵等は景観に影響する可能性があることから、景観配慮の必要性の高い地区では、その形状、色彩等について検討することが必要である。</u></p>	<p>基準 3.4.4 及び運用 3.4.4 では、付帯構造物の計画の基本的事項について明らかにしている。</p> <p>1. 暗きょ（カルバート） ⋮ 2. 緑地帯 ⋮ (1) 緑地帯の機能 ⋮ (2) 緑地帯の設置</p> <p>農村地域においては、都市地域に比べて一般に緑が多く、交通量もそれほど多くないことから、沿道との景観の調和、騒音、排気ガスの影響の軽減等の主に都市地域の道路に要求される機能を主目的として緑地帯を設けることは少なく、むしろその立地条件から、線形等農道の幾何構造を余裕のある計画にできなかつたり、強風、積雪等の厳しい気象条件がある場合に、緑地帯の用地、維持管理等を考慮の上、視線誘導、防風、防雪等交通安全上や農道機能維持のために緑地帯の設置を検討する。</p> <p>植栽の計画、設計、施工については、「道路緑化技術基準・同解説」（日本道路協会）が参考となる。</p> <p>3. 防雪施設等 ⋮ 4. 交通安全施設</p> <p>交通安全施設の詳細な計画は、土地改良事業計画設計基準・設計「農道」基準書・技術書を参考とする。</p>

「技術書」の改定案

技 術 書 目 次

はじめに	97
1. 農道整備事業の変遷	98
2. 関連する土地改良事業計画設計基準等	99
3. 道路構造令の適用	101
4. 農道整備の目標設定	104
5. 農道の分類	106
6. 周辺環境との調和に配慮した農道整備	108
7. 受益地調査	110
8. 気象・水文調査	111
9. 地形・地質・土質調査	112
10. 土地利用現況調査	114
11. 農業調査	116
12. 関連事業等調査	118
13. 人口・産業・道路調査	119
14. 交通量調査	121
15. 交通安全調査	125
16. 周辺環境調査	126
17. 関係農家等の意向調査	135
18. 路線配置計画	136
19. 計画農業交通量	138
20. 線形計画	142
21. 横断面計画	144
22. 農道の維持管理	150
<u>23. 景観に配慮した農道計画の考え方</u>	<u>151</u>
<u>24. 景観に配慮した農道整備計画事例</u>	<u>161</u>

注) 下線部は改定による追加部分

23．景観に配慮した農道計画の考え方

(基準書 第2章, 第3章 関連)

(1) 背景

農村では人間と自然が共生する二次的な自然を基礎として、農業生産活動、人々の生活、さらには、地域の歴史・伝統文化等が調和し、独特の景観を形成している。このため、農道の整備に当たっても、農道及びこれら農村の特質を十分に踏まえつつ、農村景観の保全・形成を適切に行うことが必要である。

本章では、農道整備における景観に配慮した計画を樹立する場合に、参考となる基本的な事項を概査、基本構想の策定、精査、計画樹立の段階ごとに示す。

(2) 「農業農村整備事業における景観配慮の手引き」との関連について

「農業農村整備事業における景観配慮の手引き」(以下「手引き」という。)は 土地改良事業のみならず、農業農村整備事業全般における景観に配慮した施設等の調査・計画・設計の手引き、市町村における「田園環境整備マスタープラン」等を作成する際の手引き、地方自治体が総合的な農村景観の保全・形成に向けた取組を行うに当たっての基本的な考え方を整理するための参考資料として作成されたものである(手引きの「1.2 手引きの目的」参考)。

農道整備における具体の景観配慮の検討に当たっては、この手引きで景観配慮に関する基本的知識等を習得した上で、本章の内容を参考とすることとし、双方の適切な運用を図るものとする。

(3) 農道整備における景観配慮の基本的な留意事項

ア．農道整備における景観のとらえ方

農道は景観構成要素の一つであると同時に、農村景観をとらえる視点場ともなり得るものである。このことから、農道における景観配慮では以下の2つの景観のとらえ方に留意することが必要である。なお、本章における「地区景観」との表記には外部景観と内部景観が含まれているものとする。

(ア) 外部景観(農道外から眺めた農道を含む景観)

農道外にいる人が農道を含む景観を眺めたとき、美しいと感じることができる景観配慮を行うことが必要である。

(イ) 内部景観(農道内から農道の内外を眺めた景観)

農道の通行者が、農道から見える周辺の景観を美しいと感じることができる景観配慮を行うとともに、農道内部の構造物(法面、擁壁、橋梁、トンネル、防護柵、緑地帯、防雪柵、道路標識(案内標識等)等)等を美しいと感じることができる景観配慮を行うことが必要である。

イ．安全性に留意した景観配慮

農道整備では構造物内外の人命の安全性を確保することが基本的要求性能とされていることから、安全性を十分確保した上で景観に配慮することが必要である。特に、内部景観の検討では農道周辺のランドマークを考慮した路線配置、並木の設置などについて、安全性の向上と併せて検討することが望ましい。

ウ. 農道の景観的特徴を踏まえた景観配慮

農道を景観構成要素の一つとしてとらえた場合、外部景観では線的要素として大きく影響することとなる。また、延長の長い農道の場合、農道の区間ごとに様々な周辺景観が現われることから、路線全体として一貫した景観配慮とするとともに、区間ごとに現われる周辺景観と調和した景観配慮が求められることとなる。

エ. 地形改変による景観への影響の最小化

農道整備では大規模な地形改変により切土、盛土が発生し、それに伴う法面が農村景観を極度に人工的なものに変えてしまうこともあることから、農道整備では地形改変を可能な範囲で少なくする検討を行うことが必要である。

オ. 農道利用者の意向を踏まえた景観配慮

農道は農業交通に加えて一般交通の利用もあり、幅広い範囲の住民の利用が予測されることから、意向把握は農家を中心としつつも、幅広い農道利用者を対象として実施することが必要である。その際、農道利用者は農道の種類（基幹的農道、

ほ場内農道（幹線農道、支線農道、耕作道）によって異なるものであり、また歩行者と自動車運転者の視点によっても、農道景観に対する評価が異なることから、この点に留意することが望ましい。

(4) 調査計画における基本事項

ア. 概査（手引きの「5.2 基礎調査」参考）

概査では、文献調査、現地踏査等により地区景観に関する基本的情報を収集・整理する。

(ア) 調査範囲

調査範囲は計画路線予定地及びその周辺を基本とするが、農道の新設における計画路線は

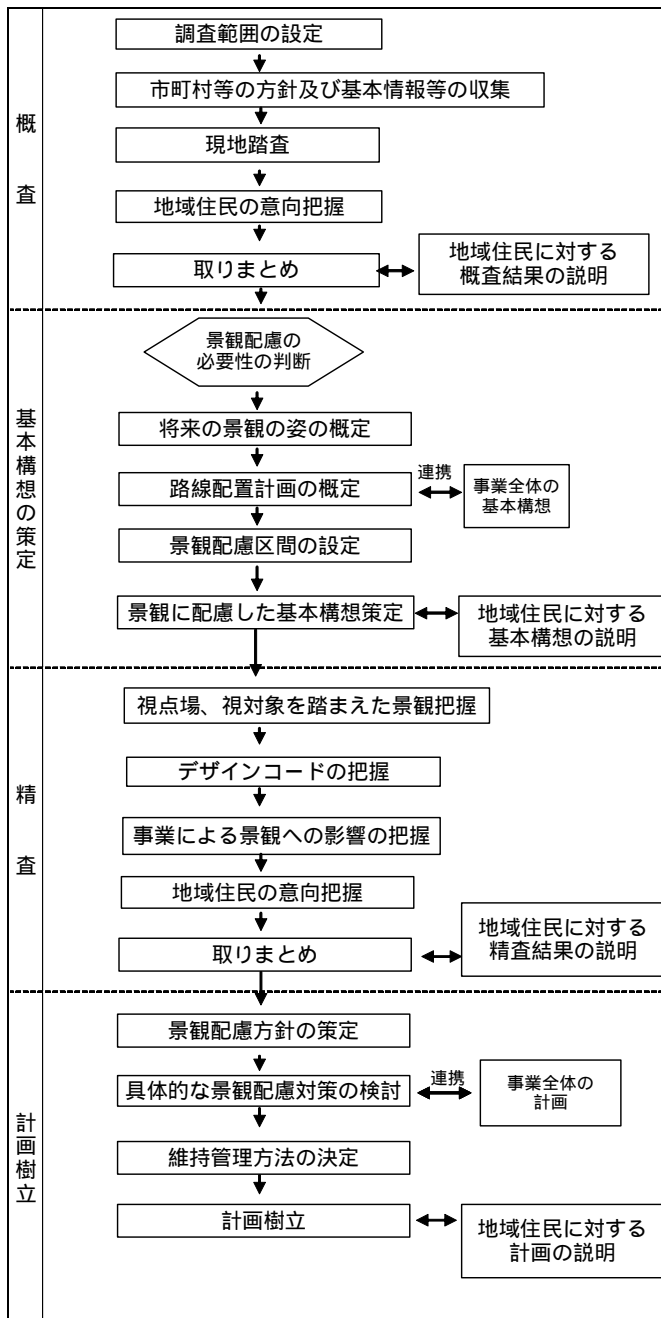


図-23.1 景観に配慮した計画樹立のための一般的な手順

未確定である場合が多いことから、比較路線を含めて想定される計画路線に関して調査することが望ましい。

(イ) 調査体制の整備

景観配慮対策は、農道整備のみならず、地区内で実施される他事業を含めた総合的な対策として実施することが必要であることから、関係機関とは十分連絡調整することが重要である。

また、調査の早い段階に地区内の関係機関によって構成される検討組織を設立することが有効であり、必要に応じて景観に関する専門家の意見を求めることが望ましい。

(ウ) 関係市町村等の景観配慮に関する方針の把握

田園環境整備マスタープランをはじめとする環境に関する各種計画・条例等を収集し、関係市町村等の景観配慮に関する方針を把握する。この中で、田園環境整備マスタープランにおける環境創造区域などのように、特に景観に配慮すべき区域についても把握する。

(エ) 文献等による景観に関する基本的情報の把握

文献、地形図等により景観に関する基本的情報を把握する。把握する情報としては地区の景観に関する情報（自然・地形、土地利用、施設・植栽、社会環境、住民意識）である。これらは地区景観を構成する重要な景観要素で地域のアイデンティティーにもなっているものである。なお、農道整備と関係があると思われる具体の景観構成要素の主な例は表-23.1のとおりである。

また、景観構成要素の把握に当たっては、景観構成要素が精査で行うデザインコードの把握と深く関係していることから、景観に関して地域の生活様式・文化的背景・歴史的な意味も併せて考慮することが有効である。

表-23.1 農道における景観構成要素の主な例

景観要素	景観構成要素
自然・地形	山、河川、森、小丘陵、露出した地層、樹木、岩
土地利用	農地、宅地、工場用地、農業用施設用地
施設・植栽等	(農業用施設等) 橋梁、トンネル、防護柵、防雪柵、擁壁、緑地帯、道路標識、 農作業(田植え、稲刈り) (生活用施設) 工場・倉庫、住宅、並木、垣根、案内板
(歴史・文化・アイデンティティーに関する項目)	(農業関係) 伝統農法、棚田、防風林、畦畔木 (生活関係) 散居集落、史跡・遺跡、鎮守の森、屋敷林、祠(ほこら)、神社、 鳥居

(オ) 現地踏査

現地踏査では現地で地区景観の特徴を把握するとともに文献調査等で把握した主要な景観構成要素について現地で確認する。特に、田園環境整備マスタープランにおいて環境創造区域が設定されている場合は十分把握することが必要である。

a. 外部景観への影響の把握

主に外部景観について遠景、中景の視点から地形、土地利用、施設を把握し地区景観の特徴を把握するとともに農道整備後の景観の姿をイメージする。

特に橋梁等比較的規模が大きな施設を造成する場合は、その施設が周辺の山々の連続性を分断して景観を損なうおそれがあることから、その造成予定地については留意が必要である。

b. 景観構成要素の把握

文献等で把握した山々、樹木等の主な景観構成要素について、計画路線の配置によって影響を受けないか、内部景観として取り込めないかなどについて把握する。また、文献に記載のない一本松、祠(ほこら)等であっても、地域にとっては親しまれ重要な景観構成要素である場合もあることから、この点にも留意する。

(カ) 地域住民の意向把握

概査における意向把握では、地域住民の景観についての認識の度合いを主に把握し、併せて文献では把握できない地域住民になじみが深い景観構成要素やその文化的背景などについても把握する。意向把握の方法としては、主に計画路線沿いの集落の代表者等に対するアンケート、聞き取り調査等により行う。

この場合、農道は農業交通に加えて一般交通の利用もあることから、農家の意向を踏まえつつ一般の通行者にも留意することが必要である。このことから、アンケート等における集落の代表者等には農家、非農家の両方が含まれることが望ましい。また、農道が通学路として利用される場合は、アンケート等の対象に学校関係者を含めることも有効な方法である。

また、農道整備は計画路線周辺の景観を日常的に享受している地域住民に対する影響が大きいこと、あるいは、新たな並木等の設置などにより景観に配慮した施設の将来の維持管理が重要な課題となることから、可能な限り早い段階での地域住民の意向把握に努めるとともに、概査から計画樹立に至るまで連続した関わりを持つことが有効である。

(キ) 取りまとめ

文献調査、現地踏査等により把握した地区景観に関する基本的情報を地形図、整理表等で整理する。

a. 地区景観に関する情報の整理

文献調査、意向調査で把握した景観に関する情報を現地踏査等で把握した景観構成要素とともに地形図で整理する。

b. 農道整備と地区景観との関わり

比較路線を含めて想定される計画路線周辺に存在する山々、樹木等の主な景観構成要素のうち、保全すべき景観構成要素及び内部景観に取り込むことが望ましいランドマークとなる景観構成要素について選定し、農道全体の目指すべき景観の姿について概定する。

(ク) 地域住民に対する概査結果の説明

概査結果を地域住民に説明し、地域住民の景観への関心を高めつつ事業に対する理解を得ることが必要である。

また、計画路線周辺の景観構成要素の中には地域住民には見慣れた道沿いの石垣であっても重要な景観構成要素である場合もあることから、専門家の助言に基づき保全すべき景観構成要素を地域住民に提示することが望ましい。

イ. 基本構想の策定(手引きの「6.2 基本構想」参考)

(ア) 基本構想の策定

概査及び地域住民に対する説明結果を踏まえ、農道整備と地区景観との関わり、地域住民

の意向、専門家の意見などを考慮して、景観に配慮した事業実施の必要性及び妥当性を判断し、その上で基本構想において、地区が目指す将来の景観の姿、景観配慮の基本的考え方を示すとともに、景観に配慮した路線配置計画について概定する。特に景観に配慮することが望ましい区間については、景観配慮区間を設定する。基本構想における主な景観配慮に関する検討項目と考え方については表-23.2 に示す。

表-23.2 景観配慮に関する検討項目と考え方

景観配慮 検討項目	検討に当たっての考え方
将来の景観の姿についての概定	比較路線を含めて想定される計画路線周辺に存在する山々、樹木等の主な景観構成要素について、地域における景観上の重要度、地域住民の意向等を考慮して、保全すべき景観構成要素及び内部景観に取り込むことが望ましいランドマークとなる景観構成要素について選定し、農道全体で目指す将来の景観の姿について概定する。
景観に配慮した路線配置計画の概定	<p>路線配置計画の概定に当たっては、流通の合理化等農道事業本来の目的を踏まえつつ検討する。検討に当たっては以下に留意する。</p> <p>1 地形改変の最小化 地形改変が行われる可能性のある区間については、可能な限り地形改変を少なくすることが必要である。このことから、地形改変を最小化するための路線配置の検討を行う。</p> <p>2 保全すべき景観構成要素への影響の最小化 計画路線の配置の検討において保全すべき景観構成要素が存在する場合は、可能な限り影響の少なくなる路線を選定することが望ましい。</p> <p>3 ランドマークとなる景観構成要素の内部景観への取り込み 計画路線の周辺にランドマークとなる山々や樹木のような景観構成要素がある場合、それらを鑑賞できる路線配置を検討することが望ましい。ただし、これらの検討は農道本来の目的を踏まえること並びに地域住民の意向を踏まえることが前提である。</p>
景観配慮区間の設定等	<p>田園環境整備マスタープランにおける環境創造区域の設定有無も踏まえつつ、地区景観上の重要度から景観配慮区間を設定する。なお、効率的な調査を行う観点からも、景観配慮区間の設定は重要である。</p> <p>また、路線延長が長い場合は、区間ごとに様々な景観が農道周辺に表れることが想定されることから、周辺の景観の特徴に応じて区間分けを行った上で、それぞれの区間の特徴をいかした景観配慮とすることが望ましい。</p>

(イ) 地域住民に対する基本構想の説明

基本構想の段階においても、作成された基本構想（案）を地域住民に説明するとともに、地域住民の意向を踏まえた上で基本構想を策定することが必要である。

特に、路線配置計画により景観上の影響を受ける計画路線周辺の地域住民に対しては十分説明することが必要である。

ウ．精査（手引きの「5.3 詳細調査」参考）

精査では基本構想に基づいた計画樹立のため、景観配慮区間を中心に基礎データを収集するとともに、特に事業による景観への影響と事業に反映すべきデザインコードを把握・整理する。

(ア) 視点場、視対象を踏まえた景観把握

事業による景観への影響を把握するため、視点場、視対象を踏まえた現地踏査を行い、主要な景観を把握する。

なお、現地踏査の実施時期は、一般的に地区景観がもっとも引き立つ時期とするが、可能な限り四季を通じて検討することが望ましい。

a . 外部景観における検討

外部景観における検討では計画路線全体を視対象とした景観を把握することから、視点場の設定に当たっては、不特定かつ多数の者が利用している計画路線全体と周辺景観との関係を見渡せる視点場（展望所、橋の上、山腹の駐車帯等）について検討を行う。特に、中山間地における農道の新設では、地形改変により切土、盛土が発生し外部景観に対して大きく影響することが想定される。このため、地形改変等により景観への影響の大きい路線の区間を視対象とし、その区間を見渡せる近辺の集落や道路などを視点場として外部景観を把握する。その際、路線全体の外部景観をとらえる遠景の検討を行った後に特定の区間の外部景観をとらえる中景、近景の検討へと進めることにより、外部景観における景観への影響についてイメージを持つ。ただし、遠景は近景の延長線上にあり、近景の影響は遠景に及ぶこととなることから、近景の検討においても遠景、中景を意識することが重要である。

b . 内部景観における検討

視点場は景観配慮区間を中心に検討する。まず、計画路線予定地を現地踏査することによりランドマークとなる景観構成要素を特定し、その景観構成要素を視対象として遠景から中景、近景へと検討することにより計画路線全体の内部景観をイメージしつつ個々の景観をイメージする。その際、内部景観は進行方向によって異なることから、両方向から検討することが必要である。

ランドマークとなる景観構成要素の特定では、文献等により把握したものを中心としつつ、文献に記載のない小丘陵、森、並木、石垣、岩等についても 工事により直接的な影響を受けるのか、 橋梁、防護柵等の施設の造成により視覚的に影響するのか、について把握することが望ましい。また、これらの検討と併せて景観構成要素を内部景観として取り込めないかについても把握する。

また計画路線予定地から見える内部景観に影響を与える障害要因（野積みされた廃車・ゴミ、景観に配慮されていない人工物（電線、電柱、工場、倉庫等）等）についても把握する。

(イ) 景観形成のためのデザインコードの把握(手引きの「3.2.4 景観特性の捉え方」及び「5.3.2 景観特性の把握」参考)

地区ごとに地区独特の景観が存在していることから、農道整備においても地区固有のデザインコードを整備施設に反映させ、地域の個性をいかした景観配慮とすることが重要である。具体的な検討の考え方については土地改良事業計画設計基準・計画「ほ場整備(水田)」の技術書「27. 景観に配慮したほ場整備計画の考え方」の(4)、ウ、(イ)の「景観形成のためのデザインコードの把握」を参考とする。また、農道におけるデザインコードの検討の考え方の事例については「24. 景観に配慮した農道整備計画事例」の「(2)橋梁の防護柵のデザインコードの検討の考え方」を参考とする。

(ウ) 事業による景観への影響の把握(手引きの「6.3.2 景観への影響の検討」参考)

計画樹立に先立ち、基本構想、視点場、視対象の検討結果を踏まえ、事業による地区景観への影響を把握することが必要である。景観への影響を把握する手法としては景観シミュレーションを導入することが有効である。

以下に、農道整備の場合の景観への影響把握を検討するに当たっての主要な検討事項を記

載する。

a．農道整備に伴い発生する切土、盛土の影響

整備に伴い切土、盛土が発生する場合、景観に影響する可能性があることから、その対策が必要となる。このため、切土、盛土による景観への影響、切土、盛土を緑化した場合の影響、切土、盛土を回避した工法を採用した場合の影響などについて検討する。

以上について外部景観、内部景観のそれぞれの視点について検討する。

b．農道整備により造成する施設の周辺景観に対する影響

橋梁等比較的規模が大きな施設を造成する場合は、橋梁の構造物の一部が周辺の山々の連続性を分断して景観を阻害しないか、又はその施設のデザインは適切かなどについて検討する。

また、防護柵、照明施設、その他の施設が周辺の景観に影響しないか、又はその施設のデザインは適切かなどについて検討する。その際、それらの施設と周辺の景観の色彩との関係を十分検討する。

以上について外部景観、内部景観のそれぞれの視点について検討する。

c．景観構成要素の内部景観への取り込み

農道周辺の山々、樹木等のランドマークとなる景観構成要素が路線配置計画時に意図したとおり、内部景観に取り込まれているかについて検討する。

d．農道通行者に不快感を与え、景観に影響を与える阻害要因

景観に影響を与える阻害要因（野積みされた廃車・ゴミ、景観に配慮されていない人工物（電線、電柱、工場、倉庫等）等）、法面などが農道周辺にあり、農道通行者に不快感を与えないかについて検討する。その際、植栽等により修景した場合の影響などについて検討する。これらについては主として内部景観の視点について検討する。

(I) 地域住民の意向の把握

精査における意向把握では、特に景観に影響する橋梁、防護柵等の施設のデザイン、切土、盛土が発生する場合の対策工法、並木等の植栽などによる新たな景観創造に対する地域住民の意向、評価などについて把握する。

意向把握の方法としては主に計画路線沿いの集落の地域住民に対するワークショップ、聞き取り調査等が有効である。

(オ) 地域住民に対する精査結果の説明

精査の結果についても、地域住民に対して説明することが必要である。

精査では地区景観の特徴、事業による景観への影響などについて説明する。その際、現地踏査で把握した景観の写真や景観シミュレーション結果を活用することが有効である。また、新たに並木等を設置し地域住民が維持管理する場合、又はその並木等が周辺の宅地の日照に影響する場合、それらと関係の深い地域住民に対して十分な説明を行うことが重要である。

エ．計画樹立（手引きの「6.3 景観配慮計画」参考）

計画樹立では、基本構想、精査結果を踏まえ景観に配慮した計画を樹立する。

(ア) 景観配慮方針の策定

基本構想において設定した景観配慮区間において景観配慮方針を策定する。

(イ) 具体的な景観配慮対策の検討

具体的な景観配慮対策の検討に当たっては、農業交通の合理化等といった事業本来の目的、安全性、経済性に留意した上で、景観配慮の基本原則（除去・遮蔽、修景・美化、保全、創造）（手引きの「3.3.1 景観配慮の基本原則」参考）、景観上の役割（整備対象の主役、脇役、地の検討）、調和の方向（融合調和、対比調和）（手引き「3.3.2 景観調和の方針」参考）、景観設計要素（手引きの「3.3.3 景観設計の要素」参考）を踏まえつつ景観配慮を行う。表-23.3に参考になる検討の視点を示す。なお、すべての対策は農道整備事業で対応できるものではなく、そのようなものについては、関係市町村等と調整を行い、他の事業の活用についての検討も併せて行うことが有効である。

なお、農道整備により造成される擁壁、防護柵、橋梁、緑地帯等は新たな景観構成要素となるものであり、景観上の役割としては主役とすべきか脇役とすべきか、調和の方向は融合調和とすべきか対比調和とすべきか、景観設計要素の選定は妥当かなどについて検討することが望ましい。

表-23.3 景観配慮対策の検討に当たっての主な視点

景観配慮の基本原則	景観配慮の対象	景観配慮対策の検討に当たっての視点
「除去・遮蔽」 景観の質を低下させる要素を取り除くこと	路線全体	農道の内部景観に影響を与える障害要因（農道沿線に野積みされた廃車・ゴミ等）のうち、撤去可能なものは、所有者と調整を行い撤去することが望ましい。
「修景・美化」 景観阻害のインパクトを軽減したり美化要素を付加し景観レベルを上げること	路線全体	農道の内部景観に影響を与える障害要因のうち、撤去が不可能なもの（景観に配慮されていない人工物（電線、電柱、工場、倉庫等）等）については、それらの区間について並木等の植栽をするなどして景観への影響を緩和することが望ましい。また、農道の設置に伴い電柱・電線を設置する場合、左右のどちらの側に設置するかによって景観への影響が異なることから留意する必要がある。 ただし、植栽により修景を行う場合、農道通行者の視界を狭めないよう配慮することが必要である（「24.景観に配慮した農道整備計画事例」の(1)の「ア.農道沿線の並木による修景の事例」参考）。
	法面	1.法面における景観配慮 農道整備による地形改変によって生じる法面は安全性、経済性等を考慮しつつ法面の発生する範囲を極力抑制するような工法、線形を検討することが望ましい。 やむを得ず、生じる法面については緑化、ラウンディング等の手法により周辺景観と調和する工法を検討する。 2.擁壁の緑化、表面処理 擁壁を設置する場合は、道路構造物から受ける圧迫感や周囲の景観との違和感を避けるため、植栽等により緑化することが望ましいが、緑化が不可能な場合は表面処理、調和する石材等の活用などにより周囲の景観と調和することが重要である。なお調和する素材の活用事例については「24.景観に配慮した農道整備計画事例」の(1)の「イ.擁壁に地元産の素材を活用した事例」を参考とする。 (1) 緑化 擁壁の周辺に緑化を行うことが可能な用地を確保できる場合は、つる性植物による手法、前面植栽などにより緑化することが望ましい。 (2) 表面処理 緑化できない擁壁については周辺景観との調和に留意しつつ化粧型枠を用いて擬石処理するなどの表面処理を行うことが望ましい。

景観配慮の基本原則	景観配慮の対象	景観配慮対策の検討に当たっての視点
<p>「修景・美化」 景観阻害のインパクトを軽減したり美化要素を付加し景観レベルを上げること</p>	<p>防護柵</p>	<p>防護柵は、内部景観では通行者の景観鑑賞の妨げとなり、外部景観では景観に配慮されていない防護柵が景観に影響を与える阻害要因となることから、防護柵を設置する場合は、安全性に十分留意しつつ、周辺景観への影響を緩和する配慮が必要である。検討に当たっては以下に留意する。</p> <p>1. 外部景観 防護柵が外部景観に影響する場合は、特に裏面の形状や色彩を周辺景観と調和させることが望ましい。</p> <p>2. 内部景観 通行者の景観鑑賞の妨げとならないような構造について検討することが望ましい。 歴史的風土保存区域等景観保全上重要な区間についてはガードレールに代えてガードケーブルを設置する等景観への妨げの少ない防護柵が望ましい（「24. 景観に配慮した農道整備計画事例」の(1)の「ウ. 防護柵の景観配慮の事例」参考）。 色彩についても周囲の色調と調和したものが望ましい。</p>
	<p>橋梁</p>	<p>橋梁は、景観への影響が大きいことから景観に十分配慮することが必要である。また、景観配慮により事業費が著しく増加しないよう十分検討することが必要である。</p> <p>1. 外部景観 橋梁は外部景観では新たな景観構成要素を提供することとなることから、十分そのデザインについて検討することが必要である。 また、比較的規模が大きい橋梁が周辺の景観に影響する場合もあることから、橋梁の形式の選択については周辺の景観の状況を十分検討することが必要である。</p> <p>2. 内部景観 親柱、高欄、照明施設等の橋梁の構造物は、内部景観に影響することから十分周辺の景観と調和するよう配慮することが望ましい。</p>
	<p>その他の施設</p>	<p>上記以外のその他の施設についても地区景観に影響する場合は良好な景観となるよう形状、色彩等を検討することが望ましい。</p>
<p>「保全」 調和のとれた状態を保全し管理すること</p>	<p>路線全体 (農道周辺の景観構成要素の保全)</p>	<p>計画路線周辺に景観上好ましい小丘陵、森、並木、石垣、岩等の景観構成要素が存在する場合は、関係者の同意のもとで、保全することが望ましい（「24. 景観に配慮した農道整備計画事例」の(1)の「エ. 景観構成要素を保全した農道整備の事例」参考）。 また、保全対象の景観構成要素を内部景観に取り込むことにより安全性向上にも寄与する場合があることにも留意する（「24. 景観に配慮した農道整備計画事例」の(1)の「エ」の「(ア) 交通安全性向上にも寄与する景観構成要素の保全」参考）。</p>
<p>「創造」 新しい要素を付加することで新たな空間調和を創り出すこと</p>	<p>緑地帯</p>	<p>沿線に緑地帯として並木を植栽するなど農道整備によって新たな景観を創造する場合は、景観配慮上の必要性、地域住民の意向等を十分考慮して実施することが望ましい。その際、隣接宅地への影響を十分検討する。 また、新たな緑地帯の設置では、樹木を一定間隔で植樹することにより、道路上の視認性を上げ、安全性の向上を図ることができる（「24. 景観に配慮した農道整備計画事例」の(1)の「イ」の「(イ) 視線誘導樹を兼ねた並木の整備による景観創造」参考）。</p>
	<p>駐車帯</p>	<p>農道からの景観が特によい場所については、必要に応じて駐車帯の検討を行うことが望ましい。</p>

(ウ) 維持管理

並木や法面緑化等の植栽などの景観に配慮した施設により新たに維持管理を生じる場合は、その施設、維持管理内容・手法、維持管理体制、費用負担の方法について検討する。

地域住民が維持管理する施設については、具体的な維持管理協定の制定、維持管理組織の設立について検討することが望ましい。

(I) 地域住民に対する計画の説明

地域住民の意向を踏まえた計画とするため、計画(案)作成時に地域住民に説明し、その意向を踏まえた上で計画を樹立することが必要である。

計画樹立では橋梁、防護柵等の施設のデザイン、計画路線周辺の景観構成要素の保全、その他景観配慮のあり方について具体的に説明するとともに、景観配慮によって生じる影響について説明することが必要である。特に新たに並木等を設置するなどして地域住民が維持管理する場合は、十分説明することが必要である。

参考文献

- 1) (社)農村環境整備センター：農道環境整備マニュアル(1995年)
- 2) (社)農村環境整備センター：やさしさあふれる道づくり 農道景観整備事例集(1992年)
- 3) (社)農村環境整備センター：やさしさあふれる道づくり 農道景観整備事例集(1992年)
- 4) 篠原修(社)土木学会編：新体系土木工学 59 土木景観計画，技報堂出版(株)(1982年)

24．景観に配慮した農道整備計画事例

(基準書 第2章, 第3章 関連)

景観配慮対策の参考とするため、代表的な景観配慮対策事例を示す。

(1) 景観配慮対策事例

ア．農道沿線の並木による修景の事例

(ア) 景観配慮の状況

a. 景観配慮の必要性

本農道の周辺には田園が広がり、遠くに名山を眺望できるなど景観に恵まれた地域であることから、農道整備に当たっては景観的美しさへの配慮が必要であった。

b. 景観配慮施設の検討

計画路線の一部に集落を通過する区間があり、農道周辺の宅地やグラウンドが周辺の景観を遮るなどして内部景観を阻害していた。このため、農道沿線に並木を植栽することにより修景することとした。

c. 並木の検討

並木による修景の効果を高めるため、高木、中木、低木を組み合わせた立体的な植栽により実施することとした。

d. 景観配慮の状況

整備直後高木、中木、低木を組み合わせた並木により農道周辺の宅地等はみごとに修景されていた。しかし、その後並木が緑の壁のような状態となり歩道部分やカーブ部分の見通しが悪いとの問題が発生したことから、中木については撤去され現在では高木、低木を組み合わせた並木となっている(写真-24.1)。高木、低木による並木では、並木の枝の隙間から宅地等が見えるが、景観阻害の影響は緩和され修景の効果が認められる。



写真-24.1 高木、低木を組み合わせた
並木の設置状況

(イ) 留意事項

並木による内部景観の修景では並木によって見通しを悪くすることとなることから、整備後の視界の状況については十分検討することが必要である。

また、並木設置により生じる沿線の住民への影響(虫・鳥害の発生の可能性、日陰、落葉)について関係地域住民の同意を得ることが必要である。

さらに、維持管理上の留意事項として並木の枝が道路標識を遮蔽したり道路部分に張り出すことがないように適正な維持管理が必要である。

(ロ) 維持管理

並木の維持管理は市が農道の見通し確保、樹木の枯死防止のため、防除を年2回、刈り込

み、施肥、かん水を年1回行っている。

イ．擁壁に地元産の素材を活用した事例

(ア) 景観配慮の状況

本地区では農道整備により生じた法面を地元産の原石を加工した石材を用いた擁壁により整備している。この擁壁には自然石の光沢があり、通常のコンクリートブロックのような冷たい感じが少ないことを示している(写真-24.2)。



写真-24.2 地元産の石材を利用した擁壁

(イ) 留意事項

本地区では現地が離島であることから、地元産の素材を用いることにより輸送経費を節減できる利点がある。経済性の検討においては地元産を利用することによる利点についても考慮することが望ましい。

ウ．防護柵の景観配慮の事例

(ア) 景観配慮の状況

本地区では交通安全上の理由から防護柵としてガードレールを設置することとしていた。しかし、ガードレール設置区間の一部が歴史的風土保存地区に指定されているとともに文化遺産が周辺に点在していたことから、通常のガードレールの設置では内部景観からは農道からの景観が阻害され、また、外部景観においても白色のガードレールが目立って景観を損ねることが懸念されたことから、景観保全担当部局と協



写真-24.3 ガードケーブル設置状況
(内部景観への影響)

議検討し、歴史的な景観への配慮が求められる区間については、防護柵を低視認性に優れたガードケーブルに変更することにより景観に配慮した。防護柵にガードケーブルを採用したことにより、内部景観(写真-24.3)、外部景観(写真-24.4)ともに防護柵による周辺景観への影響が小さくなっていることが分かる。



写真-24.4 ガードケーブル設置状況
(外部景観への影響)

(イ) 留意事項

農道を景観配慮する必要性が高い地域で整備する場合、低視認性に優れたガードケーブルを防護柵として設置することは有効な方法である。しかし、ガードケーブルは単価が通常のガードレールと比較して割高となる

ことから、経済的に不利となることに留意することが必要である。

エ．景観構成要素を保全した農道整備の事例

(ア) 景観配慮の状況

本地区では、独特の景観を形成しているはさ木並木を撤去した場合、はさ架け風景がしのばれる歴史的な景観が失われることから、はさ木並木を保全した農道整備を行っている。

はさ木とは稲の乾燥に利用する木のことで、本地区では過去に行ったほ場整備の際、農家が協力して1本の既存農道の並木として移植を行った。その後乾燥の機械化によりはさ木は利用されなくなったが、農家の協力により保全され、独特の景観を形成するとともに貴重な文化的遺産となっていた。このことから、農道整備では、はさ木並木を現況のまま保全するため、はさ木を移動することなく、現況の砂利舗装をアスファルト舗装にして整備した。

はさ木並木の保全により昔のはさ架け風景がしのばれる独特の景観となっている。また、並木の樹冠は新たなスカイラインとなり、並木によって新たな景観を創造することができることを示している（写真-24.5）。

(イ) 留意事項

本地区でははさ木を現状のまま保全するため、アスファルト舗装の範囲と水路（U字溝）の位置を決定しており（写真-24.6）、並木の保全では植物の生存のためのスペースを確保した上で舗装整備等により流通効率を上げるなどの効果の最大化に留意することが必要である。

(ウ) 維持管理

はさ木並木は現在、市の有形民族文化財に指定されていることから、市が、補植（年間約20本）、剪定（年1回）、草刈り・害虫防除などの維持管理を行っている。



写真-24.5 スカイラインが独特の景観を形成しているはさ木並木



写真-24.6 舗装部と水路に挟まれたはさ木並木の状況

オ．交通の安全性向上にも寄与する景観配慮事例

(ア) 交通安全向上にも寄与する景観構成要素の保全

本地区には農道の交差点に景観構成要素となる大樹があり、昔から交差点の目印となっていた。このことから、農道整備においても大樹を保全するとともに

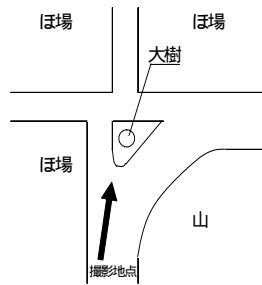


図-24.1 大樹を保全した交差点の平面図



写真-24.7 大樹を保全して整備した交差点

に、周囲に中低木を植栽し、交差点における目印として活用することにより交通安全

の向上にも寄与する景観配慮とした（写真-24.7）。この大樹は、通行者に遠方から交差点の位置を知らせる良好なランドマークとしての役割も果たしており、景観配慮とともに交通安全にも寄与していることが示されている。

(イ) 視線誘導樹を兼ねた並木の整備による景観創造

本農道は地域住民の散策道としても利用されていることから、地域住民の憩いの場の提供と周辺環境との調和を図るため並木を植栽することとなった。その際、樹形の特徴がはっきりした木を等間隔に植栽することにより、並木に視線誘導樹としての機能も持たせることとした（写真-24.8）。整備後の並木は農道の交通の安全性向上に寄与するとともに周辺の歴史的な景観とも調和していることが示されている。



写真-24.8 視線誘導樹を兼ねた並木

(2) 橋梁の防護柵のデザインコードの検討の考え方

ア．景観配慮の状況

(ア) 景観配慮の必要性

本地区では農道の終点付近にK観音堂があり、農道全体がK観音堂への交通路の一つとなっている。このことから農道整備に当たってはK観音堂へ通じる道としてふさわしい景観配慮を行うことが必要であった。

(イ) 景観配慮施設の検討

K観音堂への交通路としてふさわしい景観配慮を行うため、農道起点付近の橋梁の防護柵のデザインにK観音堂の玄関口としてのイメージを持たせることにより景観に配慮した。

(ウ) 橋梁の防護柵のデザインの検討

橋梁の防護柵のデザインにK観音堂の玄関口としてのイメージを持たせるため、K観音堂の参拝口にある太鼓橋の高欄のデザイン(写真-24.9)をデザインコードとして検討することとした。その際、現代的なアレンジを施したデザイン(写真-24.10)として採用した。また、周辺の景観との調和を考慮して色彩については派手な色彩を避けてダークグレイとした。

(エ) 景観配慮の状況

造成された橋梁の防護柵は参道の雰囲気を持ち合わせた自然な感じとなっている。

イ．留意事項

橋梁のデザインに限らず農道のデザインの検討では行政主導によって検討されることが多かった。しかし、農道のデザインは地域のシンボルとなり得るものであることから、十分地域住民の意向を踏まえることが必要である。

また、デザインコードの検討では、単に視覚的なデザインだけをとらえるのではなく、現況の景観構成要素がなぜそのようなデザインをしているのかなどの文化的背景を踏まえることが重要である。



写真-24.9 K観音堂の太鼓橋



写真-24.10 農道の橋梁